

第4章

東海地震に関する事前対策

第1節 総 則

1 計画策定の主旨

本市の地域は、東海地震の防災対策強化地域には含まれない。しかしながら、強化地域の周辺地域として、局地的には被害の発生が懸念されるところである。

このため、市は警戒宣言発令に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、地震発生に当たっても被害を最小限にとどめることを目的とした事前対策について本計画を策定する。

2 基本方針

本計画は、警戒宣言が発せられた場合においても原則として平常時の社会経済活動を維持しながら、

- (1) 警戒宣言の発令等に伴う社会的混乱の発生を防止するために必要な措置
- (2) 地震発生に当たっても被害を最小限にとどめるために必要な措置

等を定めることによって、住民の生命・身体・財産を保護することを目的とした。

3 市の地震災害警戒組織

本計画に定める活動を実施するため、市は東海地震に関する情報に基づき次の体制をとるものとする。

- (1) 東海地震に関連する調査情報（臨時）（以下「調査情報」という。）発表時
調査情報が発表された場合、市は警戒体制を実施する。
- (2) 東海地震注意情報（以下「注意情報」という。）発表時
東海地震注意情報が発表された場合、市は非常体制を実施する。
- (3) 東海地震予知情報及び警戒宣言発令時

東海地震予知情報及び警戒宣言が発せられた場合、強化地域は警戒宣言発令時対策を実施していることから、市は非常体制を実施するとともに、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、市災害対策本部を設置する。

- (4) 警戒解除宣言発令時

警戒解除宣言が発せられたときは、市災害対策本部を廃止する。

動員体制（東海地震に関する予知情報発令時）

体制	警 戒 体 制	非 常 体 制	
基準	・気象庁から「東海地震に関連する調査情報（臨時）」の発表があったとき	・気象庁から「東海地震注意情報」の発表があったとき	・気象庁から「東海地震予知情報（警戒宣言含む）」の発表があったとき
体制をとる班	本所 総務課 (注1)	・全部長 ・部長が指名する班長 ・班長が指名する班員 ・上記以外の職員は、自宅待機とする	・全部長 ・全班長 ・班長が指名する班員 ・上記以外の職員については、居住地の支部へ

		(注1)	派遣する (注1)
	支所	総務課 (注2)	<ul style="list-style-type: none"> ・全班長 ・班長が指名する班員 ・上記以外の職員は、自宅待機とする (注2)
摘要		<ul style="list-style-type: none"> ・市長が必要と認めるときは、災害対策本部を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部を設置

注1：本部の各部及び各班のマニュアルにより運用する。

注2：支部のマニュアルにより運用する。

4 地域住民の自主防災組織

(1) 調査情報発表時

次にどのような情報が発表されるか情報の収集に努めるとともに、連絡体制の確認を図る。

(2) 注意情報発表時

注意情報が発表された旨の情報の住民への周知及び警戒宣言発令前から準備が必要な活動を実施する。

(3) 予知情報及び警戒宣言発令時

組織的に情報の伝達、避難の実施等を行い、防災関係機関、施設等の実施する地震防災応急対策が、迅速かつ的確に実施できるよう協力し、一体的に行動する。

〔用語解説〕

東海地震に関連する調査情報(臨時)	東海地域における少なくとも歪計1か所で有意な変化が観測され、東海地震との関連性について評価できない場合に発表される情報
東海地震注意情報	東海地域における歪計2か所で有意な変化が観測され、判定会委員の意見が前兆現象である可能性が高まったと判断された場合に発表される情報
東海地震予知情報	東海地域における歪計3か所以上で有意な変化が観測され、判定会の判断を踏まえ東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表される情報で、警戒宣言が発令されることがある。

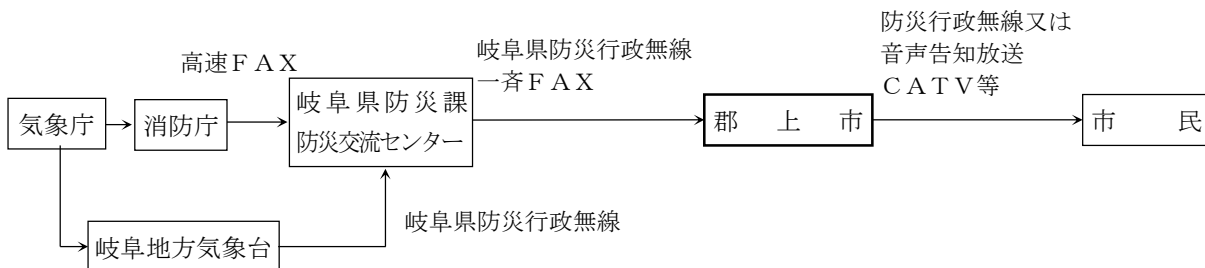
第2節 警戒宣言・地震予知情報等の伝達

地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため、防災関係機関等は、正確かつ迅速な伝達及び居住者等に対する緊急広報を実施し、また、防災活動状況等の総合的把握を行い、情報の収集及び伝達に万全を期する。

1 伝達する情報

「東海地震予知情報」・「東海地震注意情報」・「東海地震に関連する調査情報（臨時）」、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意志決定の公表、警戒宣言発令（以下「地震予知情報等」という。）

2 伝達経路



3 伝達主体

(1) 市本部秘書広報班、情報班・市支部総務班は、地震予知情報等が発せられた場合、その内容をサイレン、広報車、CATV、音声告知放送、防災行政無線、緊急速報メール等、あらゆる手段により住民に伝達する。また、テレビ・ラジオ等を通じて報道される。

この場合、地震予知情報等の意味及び居住者等がとるべき行動を合わせて示す。

(2) 市、防災関係機関、鉄道や大型店舗等関係事業者は、地震予知情報等の内容を、観光客、買い物客、通勤・通学者、外国人、障がい者等に伝達する。

第3節 広報対策

市、防災関係機関等は、地震予知情報等が発せられた場合、地震予知情報等の周知不徹底あるいは突然の発表等に伴う社会的混乱を防止し、民心の安定を図るため、迅速、的確な広報を実施する。また居住者等に密接に関連のある事項及び民心の安定を図り、混乱の発生を防止するための事項に重点をおき、居住者等が正確に理解できる平易な表現を用い、反復継続して表現する。

1 広報の内容

- (1) 地震予知情報等の意味、今後の推移、予想される県下の地震の震度等の予想
- (2) 住民は、デマに惑わされず、テレビ、ラジオ等の情報に注意し、正しい情報の収集に努めること。
- (3) 住民は、水、食糧の備蓄、家族の連絡方法の確認、不要な火気の始末、家具の転倒防止等の措置を行うこと。
- (4) 自動車による移動を自粛すること。
- (5) 食料品等の買い出し等の外出は自粛すること。
- (6) 電話の使用は自粛すること。
- (7) 病院、劇場、大型店舗、旅館等不特定多数の人が出入りする施設の管理者は、施設の安全確保措置を実施すべきこと。
- (8) 危険物取扱事業所、工事現場等の管理者は、安全確保措置を実施すべきこと。

2 広報の手段

- (1) ラジオ、テレビ（文字放送を含む）等
- (2) インターネットの活用（ホームページ、メール等）
- (3) CATV、音声告知放送、防災行政無線及びアマチュア無線
- (4) 広報車の巡回等
- (5) 報道機関への情報提供
- (6) 自主防災組織等若しくは自衛消防組織等

特に、外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応については、必要に応じて、外国語による表示、冊子又は外国語放送などの様々な広報手段を活用して行う。

また、聴覚障がい者に対する情報伝達にも配慮する。

3 問い合わせ窓口

市は、居住者等の問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口等の体制を整える。

4 報道機関との応援協力関係

市と報道機関は、地震予知が行われた場合の報道について、必要な情報提供を行うものとする。

5 警戒宣言前からの準備的行動

広報対策は、注意情報発表時点から実施することとし、合わせて注意情報の意味や今後の推

移、住民・事業所については、不要不急の旅行、出張等を自粛すべきことを広報する。一般対策編第2章第19節「災害広報計画」に準ずる。

第4節 事前避難対策

本市は東海地震強化指定地域ではないが、警戒宣言が発せられた場合、急傾斜地崩壊危険地域、地すべり危険地域等の居住者等（以下「災害時危険地域居住者等」という。）の人命の安全を確保するため、状況を判断し、市は住民の自主防災組織と連携し、郡上警察署の協力を得て迅速、的確な避難対策を実施する。

1 事前避難対策

(1) 事前避難の実施

ア 市長は、状況を判断し、避難の勧告又は指示を行うものとする。

イ 避難の勧告・指示の内容

市は、次の内容を明示して避難勧告、指示を実施する。

- (ア) 避難対象地区
- (イ) 避難先
- (ウ) 避難経路
- (エ) 避難勧告又は指示の理由
- (オ) その他必要な事項

ウ 避難措置の周知等

市は、勧告又は指示した場合、速やかに関係機関に対して勧告又は指示した旨連絡するとともに、避難対象地区の住民等に対してその内容の周知を図る。

(ア) 避難対象地区住民等への周知徹底

市は、避難措置を実施したときは、その内容について避難対象地区の住民に対し、広報媒体等を通じて周知徹底を図る。

(イ) 県への報告等

市は、避難措置及び避難の状況等について県に報告するとともに、郡上警察署と相互に連絡をとる。

(2) 収容施設における措置

ア 市は、収容施設の所有者又は管理者の協力を得て、避難者に対し、次の措置をとるよう努める。

- (ア) 地震予知情報等の伝達
- (イ) 警戒宣言発令時対策実施状況の周知
- (ウ) 飲料水、食料、寝具等の供与
- (エ) 収容施設の秩序維持
- (オ) その他避難生活に必要な措置

イ 市は、避難者に対し避難生活に必要な生活必需物資等の携行を指示する場合、その旨明示する。

(3) 事前避難体制の確立等

市は、警戒宣言発令時において、避難者が円滑かつ迅速に避難行動をとれるよう事前避難体制の確立に努める。

ア 避難にあたっては、警戒宣言の発令から地震の発生までは、比較的短時間であるということ的前提に避難体制の確立を図る。

イ 市は、避難対象地区を単位にあらかじめ把握した高齢者、障がい者、外国人、観光客、乳幼児、妊婦等のいわゆる要配慮者の避難について、自主防災組織等の協力のもと実施する。

また、外国人、出張者及び旅行者等については、関係事業者と連携しつつ、避難誘導等適切な対応を実施する。

ウ 避難対象地区の居住者等が避難場所まで避難するための方法については、徒歩によるものとする。ただし、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区の居住者等については、地域ごとの実情に応じて必要最小限の車両の活用を地域内で検討するなど、避難行動の実効性を確保するよう努める。

(4) 避難対象地区以外の居住者等の対応

ア 警戒宣言が発せられた場合、避難対象地区外の居住者等は、耐震性が確保された自宅での待機等安全な場所で行動する。また、このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、耐震性を十分把握しておく。

イ 市は、警戒宣言発令時において各自で食料等生活必需品を確保するよう平常時から周知徹底する。また、生活必需品を販売するコンビニエンスストア等小売店舗の営業の確保に必要な物資輸送のため、車両の確保等必要な措置を講ずるものとする。

2 警戒宣言前からの準備的行動

事前避難対策は、警戒宣言前からの準備的行動において、最も重要な対策となるため、確実に実施されることが必要である。

(1) 学校等

各学校等は、必要に応じ、臨時休校措置の検討や、児童・生徒の保護者への引き渡し等安全確保措置を行う。

(2) 要配慮者

各施設管理者は、高齢者、障がい者、外国人、観光客、乳幼児、妊婦等のいわゆる要配慮者の必要に応じた事前避難の措置又は検討若しくは準備を行う。

(3) 災害時危険地域居住者等

市は、災害時危険地域居住者等の事前避難の措置又は検討若しくは準備を行う。

第5節 消防・水防対策

市は消防本部と連携し、警戒宣言が発せられた場合、居住者等の生命、身体及び財産を保護するため、災害発生後の火災、水災及び混乱等に備える。

1 消防対策

消防本部は、警戒宣言が発せられた場合、居住者等の生命、身体及び財産を保護し、地震発生後の火災及び混乱の防止等に備えて、次の事項を重点として必要な措置を講ずる。

- (1) 正確な地震に関する情報の収集と、必要な機関への伝達
- (2) 火災防除のための警戒と必要な機関への情報の伝達
- (3) 火災発生の防止、初期消火について居住者等への広報の実施
- (4) 自主防災組織等の活動に対する指導
- (5) 施設等が実施する地震防災応急対策に対する指導
- (6) 迅速な救助・救援のための体制の確立
- (7) その他必要な措置

2 水害予防

市は、警戒宣言が発せられた場合、不測の事態に備えて次の必要な措置を講ずる。

- (1) 正確な地震に関する情報の収集と、必要な機関への伝達
- (2) 気象情報の収集と、水害予防のための出水予測や警戒の実施並びに必要な機関への情報の伝達
- (3) 地震と出水の同時発生が想定される場合は、重要水防箇所や液状化の予想される地区の堤防等留意すべき施設の点検と水防活動のための必要な準備体制の確立
- (4) 水防活動に必要な資機材の備蓄量の点検と必要に応じ補充を行うとともに、河川管理者や他の水防管理者と連絡を密にした不測の事態への備え

3 警戒宣言前からの準備的行動

市は消防本部と連携し、注意情報発表の段階から、それぞれの活動に必要な物資、資機材等の点検、補充、配備等を実施する。

第6節 警備対策

警察機関は、警戒宣言が発せられた場合、居住者等の生命及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するため、警備に万全を期する。

また、警戒宣言前の準備的行動として警察は、市の行う災害時危険地域居住者等の事前避難が混乱なく、的確に行われるよう、市と連携し、避難誘導等に努める。

なお、警備対策を推進するに当たっては、防災関係機関、自主防災組織との間において緊密な連携の確保に努める。

具体的な対策については、地震対策編第2章第8節「警備対策」に準ずる。

第7節 交通対策

警戒宣言が発せられた場合、人命の安全を図り、交通の混乱を防止するため、一般道路の交通規制を実施する。

1 道路危険箇所に係る管理上必要な措置

市は、道路の点検を行い危険箇所を把握し、警戒宣言が発せられた場合は、道路管理上必要な措置をとることとするが、場合によっては報道機関に依頼し、広報する。

2 車両の交通規制

交通の混乱が予想される場合は、交通の安全と円滑を図るため、郡上警察署の協力のもとに一般道路における車両の走行を必要に応じて抑制する。

3 運転者のとるべき措置

運転者は、警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとる。

(1) 走行中の車両は次の要領により行動すること。

ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて、低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。

イ 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上において避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切りエンジンキーは付けたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。

ウ 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げになるような場所には駐車しないこと。

(2) 避難のために車両は使用しないこと。

4 警戒宣言前からの準備的行動

市は、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行等を控えるよう要請を行う。

第8節 緊急輸送対策

緊急輸送は必要最小限にとどめるとともに、緊急輸送の対象範囲、緊急輸送車両の確認手続きを定め、また緊急輸送道路、緊急輸送手段の確保を図る。

1 緊急輸送の対象範囲

緊急に輸送を必要とするものは、次によるものとし、各実施機関であらかじめ定めておく。

- (1) 応急対策実施要員
- (2) 地震防災応急対策の実施に必要な物資及び資機材
- (3) その他、県又は市本部が必要と認める人員、物資等

2 緊急輸送車両の確認

市は、迅速な緊急輸送の確保を図るため、県知事又は県公安委員会に緊急輸送車両確認証明書¹の交付を申し出て、標章及び証明書の交付を受ける。

3 警戒宣言前からの準備的行動

警戒宣言時の緊急輸送対策が円滑に実施されるよう、市は各関係機関等と連携を密にし警戒宣言前からヘリコプターの臨時離着陸場の確保等必要な準備体制を確立しておく。

第9節 物資等の確保対策

市は、関係機関の協力のもとに、警戒宣言発令時の避難者の救護及び災害発生後の被災者の救助に必要な物資等を確保するため、体制の整備を図る。

具体的な対策については、一般対策編第2章第20節「食料供給計画」、第21節「給水計画」、第22節「物資供給計画」に準ずる。

第10節 保健衛生対策

県と連携し、医療関係機関の協力のもとに、警戒宣言が発せられた場合、避難者等のうち、病人等の応急救護並びに発災後に備えての医療及び助産、医療・医薬品等の確保、清掃並びに防疫に関する措置を講ずる。

また、警戒宣言前からの準備的行動として、救護所の開設準備を行う。

具体的な対策については、一般対策編第2章第16節「医療救護計画」、第25節「清掃計画」、第26節「防疫計画」に準ずる。

第11節 生活関連施設対策

水道、電気、通信、報道及び金融に関する事業を営む機関及び監督指導機関は、警戒宣言が発せられた場合、地震防災応急対策及び住民の防災行動の円滑な実施を推進し、災害発生に備えて迅速な応急復旧を実施するための体制を整える。

1 水道

(1) 警戒宣言発令時の飲料水の供給

飲料水については、発災後の水道施設の損壊による給水不能の事態の発生に備えて、各所における緊急貯水が必要である。

市は、発災後の断水に備えて、居住者等が行う緊急貯水による水需要の増加に対応するため、浄水設備及び給配水設備を最大限に作動させ、飲料水の供給の継続を確保する。

(2) 災害応急対策の実施準備活動

ア 給配水施設

市は、給配水施設の応急復旧用資機材の備蓄数量を確認するとともに、工事事業者に対し、出動準備を要請する。

イ 応急給水

市は、発災後の浄水作業不能の事態に備えて、浄水池、調水池又は配水池が満水となるよう運転管理する。

ウ 市は、配水池等から飲料水を運搬、供給するため、給水車、容器等の給水用資機材及びろ水器、消毒薬剤、水質検査器具等を整備点検するとともに、給水活動の出動体制を整える。

2 電気

(1) 警戒宣言発令時の電気の供給

電気については、地震防災応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであり、その供給の継続を確保することが不可欠である。

中部電力㈱及び北陸電力㈱では電力需要を把握し、発電及び供給について万全を期し、電力の供給の継続を確保することとしている。

(2) 災害応急対策の実施準備活動

中部電力㈱及び北陸電力㈱では、災害発生に備えて応急復旧に必要な資機材の数量の確認及び必要な車両の確保を図ることとしている。

3 公衆電気通信の確保

(1) 警戒宣言発令時の重要な通信の確保

公衆電気通信の確保については、居住者の相互連絡、市等への問い合わせ等の増大により、通信のそ通が著しく困難となる事態の発生が予想される。

西日本電信電話㈱では、通信のそ通が困難となった場合には、速やかに一般加入者等の使

用をその状況に応じて、適宜制限する措置をとるものとし、地震防災応急対策の実施上重要な通信の確保を図ることとしている。

(2) 災害応急対策の実施準備活動

西日本電信電話㈱では、発災により通信が途絶した場合に通信の復旧を図るため、可搬式無線機を配備しておくほか、長期停電に備えて予備発動発電機、移動用発電機及び移動用電源車を配備し、電源の確保を図ることとしている。

4 報道

(1) 報道機関では、東海地震予知情報等の正確かつ迅速な伝達のため不可欠であり、地震予知情報等の正確かつ迅速な報道に努めることとしている。

(2) 地震予知情報等の発表及び災害発生に備え、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即した報道体制の整備を図ることとしている。

(3) 報道に際しては、民心の安定及び混乱の防止を図るため、地震予知情報等と併せて居住者等に対し、冷静かつ沈着な行動をとるよう呼び掛けるとともに、居住者等が防災行動をとるために必要な情報提供に努めることとしている。

5 金融

(1) 金融機関の営業確保

金融機関の営業については、原則として、平常どおり行う。

なお、やむを得ず業務の一部を中止する場合においても、普通預金の払い戻し業務については、できるだけ継続することとし、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告知することとしている。

(2) 金融機関の防災体制等

ア 金融機関の店頭の顧客及び従業員の安全の確保に十分配慮する。

イ 災害発生による被害の軽減及び発生後の業務の円滑な遂行を確保するため、金融機関は危険箇所の点検、重要書類及び物品等の安全確保並びに要員の配置等について適切な応急措置をとることとしている。

(3) 顧客への周知徹底

店頭の顧客に対しては、警戒宣言の発令を直ちに伝達するとともに、その後の来店客に備え、店頭はその旨を掲示することとしている。

6 警戒宣言前からの準備的行動

(1) 市は、配水池等での飲料水確保態勢を確認する。

(2) 市は、応急給水の準備を行う。

(3) 各ライフライン関係機関では、応急復旧用の資機材等の確保や工事業者の出動態勢の確保等、応急復旧態勢の準備を行うこととしている。

第12節 帰宅困難者、滞留旅客に対する措置

1 警戒宣言時対策

市は、帰宅困難者、滞留旅客等の保護のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講ずるものとする。

2 警戒宣言前からの準備的行動

- (1) 市及び各公共交通機関は、運行中止等の措置に関する広報を行う。
- (2) 市及び各公共交通機関は、鉄道折返し駅、観光地等の滞留者対策を確認する。

第13節 公共施設対策

警戒宣言が発せられた場合、被災防止措置を実施し、災害発生後に備え迅速な応急復旧を実施するため必要な体制の整備を図る。

1 道路

市は他の道路管理者と相互に連携し、必要に応じて道路の応急復旧のため建設業協会に対し、出動準備体制をとるよう要請し、また建設業者、販売業者等の保有する仮設資材の在庫量の把握を行い、調達体制を整える。

2 河川

河川管理者は、必要に応じて応急復旧に必要な水防用資機材の備蓄数量の確認及び整備点検並びに水防上注意を要する箇所(point)の点検を行うとともに、消防団の待機を要請し、出動準備体制をとるよう要請する。

3 下水道

市は、施設の被災状況を迅速かつ的確に把握し、次により対策を実施する。

- (1) 災害対応組織の編成
 - ア 職員の招集（自主参集）
 - イ 役割分担の再確認
 - ウ 関係機関との情報交換（警察、道路管理者、電気、ガス、水道及び下水道管理者）
- (2) 管渠
 - ア 地震発生後の調査や緊急措置のための資材の確保
 - イ 調査用機材、応急用器材の点検
- (3) 処理場・ポンプ場
 - ア 点検箇所：機械設備

- (7) 火災及び爆発のおそれのある設備（ガスホルダー、燃料貯蔵タンク、焼却炉等）
- (4) 劇薬を扱っている設備（塩素消毒設備、水質試験設備等）

イ 点検箇所：電気設備

- (7) 中央監視設備（電気設備の稼働状況）
- (4) 火災のおそれのある設備（受変電設備）
- (7) 漏洩等による火傷のおそれのある設備（制御電源設備）
- (5) 防災設備（防災設備、非常用通信設備）

4 庁舎等重要公共施設対策

市は、庁舎等重要公共施設が災害応急対策の実施上、大きな役割を果たすため、おおむね次の措置を講ずる。

また、応急復旧に必要な資機材の調達体制を整えるとともに、必要に応じて工事業者に対し、出動準備体制をとるよう要請する。

- (1) 自家発電装置、可搬式発動発電機等の整備点検及び燃料の確保
- (2) 無線通信機器等通信、放送手段の整備点検
- (3) 緊急輸送車両その他車両の整備点検
- (4) 電算機、複写機、空調設備等の被災防止措置
- (5) その他重要資機材の整備点検又は被災防止措置
- (6) 飲料水の緊急貯水
- (7) エレベーターの運行中止措置
- (8) 出火防止措置及び初期消火準備措置
- (9) 消防設備の点検

5 工事中の建築物及びその他工作物又は施設

- (1) 工事中の建築物等管理者は、工事中の建築物及びその他工作物又は施設について、必要に応じて工事の中断等の措置を講ずる。
- (2) 特別の必要により、補強、落下防止等を実施するに当たっては、作業員の安全に配慮する。
- (3) 倒壊等により、近隣の住民等に影響が出るおそれがある場合は、その居住者等に対して注意を促すとともに市に通報する。

6 警戒宣言前からの準備的行動

市をはじめ各公共施設管理者は、応急復旧のための資機材等の備蓄数量の点検、補充を行い、必要に応じ調達態勢を整えるとともに、工事業者の出動態勢を確認する。